

9 航空機騒音に係る環境基準

(1) 宮崎空港について

類型区分	基準値	あてはめる地域
I	Lden 57 デシベル 以下	宮崎市（宮崎市田野町、宮崎市佐土原町及び宮崎市高岡町の区域を除く。）の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域である地域
II	Lden 62 デシベル 以下	宮崎市（宮崎市田野町、宮崎市佐土原町及び宮崎市高岡町の区域を除く。）の区域のうち、類型Iをあてはめる地域以外の地域。ただし、宮崎空港敷地である地域又は都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域は除きます。

(2) 新田原飛行場について

類型区分	基準値	あてはめる地域
I	Lden 57 デシベル 以下	宮崎市（佐土原町）、西都市及び新富町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域である地域
II	Lden 62 デシベル 以下	宮崎市（佐土原町）、西都市及び新富町の区域のうち、類型Iをあてはめる地域以外の地域。ただし、新田原飛行場敷地である地域又は都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域は除きます。